

Q5 鹿嶋市には「鹿嶋市市民活動保険」という制度があるそうですが、区・自治会活動のうちどのような活動が該当になるのですか？

鹿嶋市市民活動保険は、市が保険料を負担し、市民や区・自治会、市民団体が自主的かつ無報酬（交通費等の実費弁償は無報酬とみなします。）で行う公益性のある活動における事故に対し、補償するものです。万一が事故が発生したときは、速やかに所定の事故報告書を市に提出してください。

事前の加入申込みや登録手続きは必要ありません。

■ 対象となる活動の具体例 ■

◆各種行政文書の配布、資源回収等の自治会活動 ◆道路、公園、海岸等の清掃や草刈等の環境美化活動 ◆自警団等の防犯活動 ◆交通安全立哨等の交通安全活動 ◆福祉施設慰問、高齢者宅訪問、配食サービス等の社会福祉活動 ◆非行防止パトロール等の青少年健全育成活動 ◆森林や河川保全等の環境保全活動 ◆食生活改善、成人病予防等の保健衛生活動 ◆在住外国人との交流等の国際交流活動 等

対象となる方

- ◆ 市民活動に直接参加する個人
- ◆ 市内に活動拠点を置く市民団体及びその構成員

※主たる活動場所が鹿嶋市内の場合は、市外在住の方も対象となります。

※イベント・行事等の単なる観覧者や応援者は対象となりません。

※市が認めた事業を保険の対象とします。

補償の種類・内容

① 損害賠償補償

市民活動の指導者や市民団体等の過失により、第三者の身体や財物、第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

区 分	補償限度額	内 容
身体（対人）賠償	1人につき 1億円 1事故につき 3億円	第三者の身体に損害を与えたとき
財物（対物）賠償	1事故につき 500万円	第三者の財物に損害を与えたとき
保管物賠償	1事故につき 500万円	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

② 傷害補償

市民活動中の参加者が、急激かつ偶然な外来の事故によって死亡又は負傷した場合に補償します。

区 分	補償額	内 容
死 亡	500万円	当該事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき
後遺障害	15～500万円	当該事故を原因として、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき、障害の程度に応じ補償
入 院	1日につき 3千円	当該事故を原因として、入院して治療を受けたとき （事故の日から180日以内を限度） ※保険約款に定めのある手術を受けた場合は、別途手術補償あり
通 院	1日につき 2千円	当該事故を原因として、通院して治療を受けたとき （事故の日から180日以内の期間で90日を限度）

③ 特定疾病補償

市民活動中の参加者が発症した、急性心筋こうそく・心不全・急性脳血管疾患によって死亡又は治療を受けた場合に補償します。

区 分	補償額	内 容
死 亡	300万円	特定疾病を原因として、発病の日から180日以内に死亡したとき
高度障害	300万円	特定疾病を原因として、発病の日から180日以内に高度障害が生じたとき
入 院	1日につき 3千円	特定疾病を原因として、入院して治療を受けたとき （発症の日から180日以内を限度）
通 院	1日につき 2千円	特定疾病を原因として、通院して治療を受けたとき （発症の日から180日以内の期間で90日を限度）

【問合せ先】 地域づくり推進課
内線 301

Q6 区・自治会でソフトボールやバレーボール大会などにおける参加者のケガが心配なのですが、「鹿嶋市市民活動保険」は適用されますか？

スポーツ・レクリエーション参加者のケガなどは、市民活動保険の適用対象外です。民間保険会社の保険制度の活用をお勧めします。

また、政治・宗教・営利・親睦を目的とする活動、職場や学校行事として行う活動、海外における活動、法令等による災害補償が適用される活動等は対象となりません。

さらに、次に掲げる活動については、対象となりませんので御注意ください。

- ① 自己の楽しみのために行う趣味のサークル等の生涯学習・文化活動
- ② 各種スポーツ大会・スポーツ少年団等のスポーツ活動
- ③ 子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の青少年健全育成活動

※市民団体の指導者や市民活動の計画書等における運営役員に、あらかじめ氏名等の記載がある方については、宿泊を伴う活動や活動場所と自宅との通常の往復経路における事故も対象になります。

その他保険の対象とならない主な活動や事故の例

▼ 対象とならない活動

- ・ 山岳救助、海難救助、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- ・ 野焼き、山焼き、高所での枝打ち作業など、危険度の高い森林保全活動
- ・ 銃器を使用した害獣駆除等の活動

▼ 対象とならない事故等

対象とならない事故	
・ 故意による事故 ・ 戦争、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒乱による事故 ・ 地震、津波、洪水等の天災による事故 ・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故	
損害賠償補償	傷害補償
・ 同居の親族に対する事故 ・ 施設の建設、改築、修理又は取り壊し等の工事による事故 ・ 航空機、昇降機、動物による事故 ・ 交通事故等の自動車による事故 ・ 全国市長会市民総合賠償補償保険が適用される事故	・ 無資格運転や酒酔い運転による事故 ・ 山岳登山、ハングライダー搭乗、飛行機操縦等の危険な運動による事故 ・ 疾病(特定疾病を除く)又は心神喪失による事故 ・ 他覚症状の無いむちうち症や腰痛

【問合せ先】 地域づくり推進課
内線 301